

水産業に携わる皆様へ

平成30年7月豪雨災害への
復旧支援策について
(ver.4)

広島県農林水産局
平成30年8月
(令和2年1月改正版)

目 次

水産関係

- 1 養殖施設が壊れたので、修繕や再整備をしたい . . . p.1
- 2 かき等の養殖物が死んだり、操業できなかつたので
損失補てんを受けたい . . . p.2
- 3 漁船が壊れたので、修繕等をしたい . . . p.3

問合せ先

- 問合せ先一覧 . . . p.4

(参考)

- 申請等受付を終了した復旧支援策一覧 . . . p.5

1 養殖施設が壊れたので、修繕や再整備をしたい

養殖施設が被災した場合、次のような制度を活用し、修繕や再整備をすることができます。

【事業概要】

○漁業共済

| | |
|--------|-----------------|
| 1 対象者 | 漁業者 |
| 2 対象施設 | 漁業共済に加入している養殖施設 |

【留意事項】

- *各制度活用に当たっては、対象者、対象となる施設等の条件があります。
- *融資での対応については、「8漁業経営の再建及び維持安定を図るため 低利な資金を借りたい」を参照してください。

| | |
|--------|----------------------------|
| 補助事業制度 | 漁業共済 |
| 問合せ先 | 広島県漁業共済組合（電話 082-544-3388） |

2 かき等の養殖物が死んだり、操業できなかつたので損失補てんを受けたい

広島県漁業共済組合の共済事業に加入されている方で、被災された方には、契約内容に応じて共済金が支払われます。

【共済事業の種類】

○ 本共済事業

| 種目 | 事業の内容 | |
|----------|---|------------------|
| 漁獲共済 | 漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失を補償 | 収穫高保険方式 (※1) |
| 養殖共済 | 養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補償 | 物損保険方式 (※2) |
| 特定養殖共済 | 特定の養殖業について、生産量が一定量に達せず、生産額が減少した場合の損失を補償 | 収穫高保険方式 (※1) |
| (漁業施設共済) | (供用中の養殖施設又は漁具の損壊等による損害を補償(前ページの項目)) | (物損保険方式) (※2) |

※1 収穫高保険方式：契約期間中の漁獲・生産金額(数量×価格)が過去の漁獲・生産実績等を基に定められている金額に達しない場合に、減収分を一定割合で補償する保険方式

※2 物損保険方式：共済対象物等の損害に対して補償する保険方式

○ 地域共済事業

| 種目 | 事業の内容 | |
|--------------|---|------------|
| 休漁補償共済 | 漁船又は定置網漁具の損傷により、漁業の操業が制限された機関の減収等を補てん | 漁業共済とセット加入 |
| 養殖魚いけす分損特約共済 | いけすごとの損害が一定(いけすごとに8割)以上に達した場合の損害(養殖共済で補てんされていないものに限る)をてん補 | 養殖共済とセット加入 |

| | |
|--------|----------------------------|
| 補助事業制度 | 漁業共済 |
| 問合せ先 | 広島県漁業共済組合(電話 082-544-3388) |

3 漁船が壊れたので、修繕等をしたい

日本漁船保険組合の保険に加入されている方で、被災された方には、契約内容に応じて保険金が支払われます。

【漁船保険の種類】

| 保険の種類 | | 保険の内容 |
|-----------------------------|--------------|---|
| 漁船保険 | 普通損害保険 | 沈没、座礁、火災等の事故によって漁船の船体、機関、設備等に生じた損害や、漁船を救助するために要した費用等に対して保険金が支払われる保険 |
| | 満期保険 | 普通損害保険と全く同様に保険金が支払われるとともに、保険期間満了時に保険加入時の保険金額相当額を満期保険金として支払われる保険 |
| 漁船船主責任保険 (漁船保険の付帯契約) | | 漁船が衝突した場合の相手船に対する損害賠償責任や、漁船の運航に伴って生じた第三者に対する賠償責任及び費用に対して支払われる保険 |
| 漁船乗組船主保険 (漁船船主責任保険の付帯契約) | | 漁船の乗組船主が、漁船上において不慮の事故によって死亡したり行方不明となった場合又は後遺障害となった場合に一定金額の保険金が支払われる保険 |
| 漁船積荷保険 (漁船保険の付帯契約) | | 漁船に発生した事故が原因となって、その漁船に生記載されていた漁獲物や仕込みに生じた損害に対して保険金が支払われる保険 |
| 任意保険 | プレジャーボート責任保険 | 5トン未満のプレジャーボートの運航に伴って生じた賠償責任や、救助費用等に対して保険金が支払われる保険 |
| | 転載積荷保険 | 冷凍運搬船に転載した漁獲物等に生じた損害に対して保険金が支払われる保険 |

| | |
|--------|---------------------------------|
| 補助事業制度 | 漁船保険 |
| 問合せ先 | 日本漁船保険組合 広島県支所（電話 082-249-1850） |

広島県問合せ窓口一覧

| 組織名 | 電話番号 | 関連支援策 |
|---------------|--------------|-------|
| 本庁 | | |
| 農林水産局 農林水産総務課 | 082-513-3522 | |
| | | |

(参考) 申請等受付を終了した復旧支援策一覧

平成30年7月豪雨にかかる次の復旧支援策は、申請受付等を終了しました。

| 目的 | 支援策名 |
|------------------------------|--|
| 養殖施設が壊れたので、修繕や再整備をしたい | 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 |
| 養殖施設等が土砂や流木により被害を受けたので、復旧したい | 農林水産業共同利用施設災害復旧事業、 漁業災害特別対策資金、水産多面的機能 発揮対策事業 |
| 共同利用施設が被災したので、復旧したい | 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 |
| 操業の支障となる流木等の漂着ごみを取り除きたい | 公共土木施設災害復旧事業 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策 事業 |
| 操業の支障となる海底のごみを取り除きたい | 水産整備基盤事業 |
| 漁業経営の再建及び維持安定を図るため低利な資金を借りたい | 漁業災害特別対策資金 |